

## 入院調整および搬送について

5月8日以降、原則として医療機関間での入院調整となります。

また、5類移行により保健所の搬送権限がなくなりますので、原則として搬送手段は各施設での確保が必要です。

事項	5月7日まで	5月8日以降
入院調整	保健所において実施	原則、医療機関間※
搬送	保健所が調整 ・救急車 ・民間救急車（保健所） ・搬送用タクシー ・病院車・自家用車等	各施設で決定・確保 ・公共交通機関・自家用車等 ・病院車 ・民間救急車 ・救急車（緊急時）

※医療機関において入院が必要と判断された患者は、原則、医療機関間により調整された医療機関へ入院。医療機関間で調整が見つからない場合は、保健所へご相談ください。

（お問合せ先）

感染症対策課 TEL：072-222-9933